

平成25年度調査研究 プログラム等開発事業

障害のある方のくるまの運転

総合ガイドブック 2

～身体障害の方に役立つ情報を中心に～

平成26年4月

宮城県リハビリテーション支援センター

目次

1	はじめに	2
2	障害のある方の自動車運転.....	2
	（1）自動車運転までの流れ.....	2
	（2）運転免許センターにおける運転適性相談.....	3
3	自動車（運転補助装置）と自動車教習・講習	6
	（1）自動車の運転補助装置について	6
	（2）車両と車椅子間の移乗・車椅子の積み下ろし	9
	（3）運転補助装置付き自動車の保管・管理.....	10
	（4）宮城県における自動車教習環境	10
4	障害者の運転に関する法律・制度	14
	（1）近年の障害者の運転に関する動向.....	14
	（2）市町村における免許取得・改造費用の助成制度.....	15
	（3）その他の各種優遇制度等.....	17
	（4）身分証明書としての運転経歴証明書.....	18
5	宮城県リハビリテーション支援センターの取り組み.....	19
6	おわりに	19

1. はじめに

近年、障害者の社会参加推進とともに道路交通法の改正も行われ、障害者の自動車運転もあたりまえのことと認識されるようになってきています。特に、宮城県内においては、障害者の運転までの手順や運転補助装置等の知識を持った支援者も増えてきており、障害を持った方へ情報提供される機会も増えてきています。

このガイドブックでは、主に身体障害者向けの自動車の運転に必要な情報について紹介しています。平成20年3月に作成した「障害のある方のくるまの運転総合ガイドブック」の内容に聴覚障害者向けの運転の情報や、障害者の運転に関する動向、車椅子の車両への積下ろしや移乗方法の一部、自動車を管理する時のポイント等の情報を加え、さらに、自力で運転を行うことが見込める障害者向けに改良しています。家族や支援者の方もご活用いただければ幸いです。

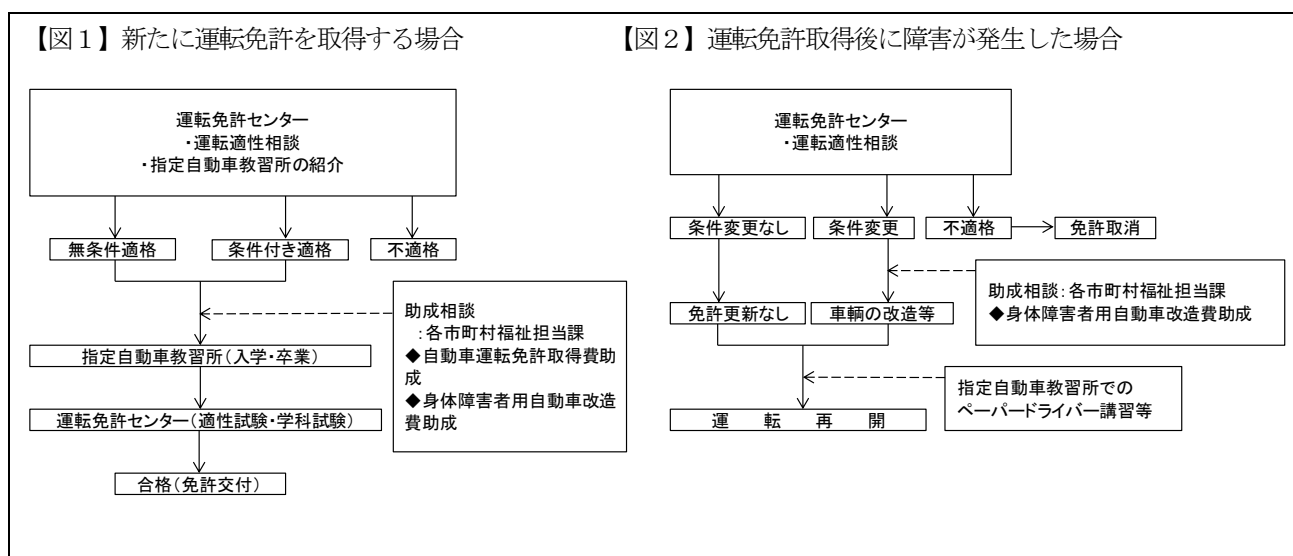
2. 障害のある方の自動車運転

(1) 自動車運転までの流れ

障害のある方が自動車を運転する際には、新たに運転免許の取得をする場合（図1）と、運転免許取得後に障害が発生した場合（図2）に分けられ、それぞれに手順が異なります。

どちらの場合でも、運転免許センターにおいて、運転することが出来るかどうかを判断してもらう必要があります。それにより条件無し（無条件適格）なのか、安全な車両運行が行える範囲の免許種別、車種、構造、補装具の使用など、条件が付される（条件付き適格）のか、免許取得が認められない（不適格）のかどうかを判断されます。

新たに運転免許を取得する場合は、運転免許センターで運転適性相談ののち、指定自動車教習所にて教習を受ける運びになります。運転免許取得後に障害が発生した場合は、運転免許センターで付与された条件のとおりであれば、運転を再開することが可能となります。指定自動車教習所での講習は必須ではありませんが、指定自動車教習所での練習後に運転することも可能です。



(2) 運転免許センターにおける運転適性相談

① 運転適性相談とは

運転免許センターでは、一定の病気にかかっている方やその家族等からの、運転に関する相談（運転適性相談）に対応しています。また、運転免許の取得・更新等、申請書の申告欄に記載した内容によっては、運転適性相談を受けるように促されることもあります。運転適性相談では、運転免許センターの適性相談員が、対象者の安全な運転に支障があるかどうかについて、対象者のプライバシーを保護しながら個別に聴取を行い、運転適性を把握し適切な指導を行います。運転適性相談では、対象者の主治医による診断書を求める、または、必要に応じて臨時適性検査を実施したりしながら、運転免許の拒否・取り消しや、保留・停止等について判断します。

平成14年6月の道路交通法の一部を改正する法律の施行により欠格事由が廃止されたこと及び、昨今の一定の病気にかかっている者等の事故が多発していることなどからも運転適性相談の活用がよりいっそう推進されています。

② 運転適性相談の対象となる方

運転適性相談の対象となる方は、下記のとおりになっています。

運転適性相談の対象者

- ① 一定の病気にかかって治療中の方、リハビリ中の方、身体に障害のある方等
- ② 身体の障害により、現在付されている免許の条件の解除又は変更を希望する方
- ③ その他、運転に関しての適性を相談したい方

上記の一定の病気については、下記のとおりになっています。

一定の病気 道路交通法（以下「法」）、道路交通法施行令（以下「令」）

- ① 統合失調症（令第33条2の3第1項関係）
- ② てんかん（令第33条2の3第2項第1号関係）
- ③ 再発性の失神（令第33条2の3第2項第2号関係）
- ④ 無自覚性の低血糖症（令第33条2の3第2項第3号関係）
- ⑤ そううつ病（令第33条2の3第2項第1号関係）
- ⑥ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害（令第33条2の3第2項第2号関係）
- ⑦ その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条2の3第3項第3号関係）
- ⑧ 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血性発作）（令第33条2の3第3項第3号関係）
- ⑨ 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）
- ⑩ アルコールの中毒者（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第3号）

上記している一定の病気にかかっている方であっても、その症状や程度は様々であり、症状等によっては免許を受けることができます。それを個別に判断するために運転適性相談があります。

③ 相談場所

県内の各運転免許センターで、運転適性相談を受け付けています。特に、運転免許証の更新を予定されている方は、早めの相談が必要です。下記運転免許センターに、運転適性相談を受けたい旨について連絡をすると、必要書類や相談日時等について詳細を教えてください。

相談場所	宮城県運転免許センター（仙台市泉区市名坂字高倉65）	TEL 022(373)3601
	石巻運転免許センター（東松島市赤井字南一134）	TEL 0225(83)6211
	古川運転免許センター（大崎市古川大宮3丁目4-30）	TEL 0229(22)8010
	仙南運転免許センター（柴田郡大河原町字南平3-1）	TEL 0224(53)0111
相談日時	月～金曜日（土、日、祝日、年末年始の休日を除く。） 14：30～16：00（あらかじめ電話で、予約が必要です。）	
必要書類	病院の診察券 障害者手帳の交付を受けている方・・・障害者手帳 お薬手帳（交付を受けている方）又は処方箋 運転免許保有者・・・・・・・・運転免許証 その他・・・・・・・・印鑑，更新連絡書（免許証の更新を予定されている方）	
相談料	無料	

リハ支援センターに問い合わせが多い質問・事例 ～運転免許センターで行う運転適性診断～

① 運動能力に障害を持った方の運転適性診断

運転免許センターでは、運動能力に障害を持った方の運転適性を、質問等を用いて個別に聴取すると共に、必要であれば、障害の状態・程度や運転しようとする自動車等に応じた検査機器を使用して検査し、または、実際に自動車等を操作させる等の方法により把握しています。

運動能力の状況としては、ハンドル・ブレーキ・クラッチ・チェンジレバー・ハンドブレーキ・アクセルを適切に操作できるか、日常的に補装具を使用しているか、反応時間はどうか等を確認しています。

② 聴覚に障害を持った方の運転適性診断

運転免許センターでは、質問等を用いて聴力の障害に関する状況を個別に聴取すると共に、対象者を自動車または聴力検査器の前方10メートル先に後ろ向きに立たせて、警音器または聴力検査器の短音・長音の聞き分けや回数を聞き分けたかどうかを検査しています。その際、補聴器等の使用の有無等での聴力の程度を確認し、条件を付与する流れとなります。

リハ支援センターに問い合わせが多い質問・事例 ～脳卒中に係る運転の可否等の基準について～

運転免許センターでは、対象者の主治医に意見を求め、主治医の診断書を踏まえ、運転の可否について判断しています。脳卒中による症状が慢性化した症状（障害として残存したもの）なのか、再発のおそれがあるものなのかをまず区別し、その運転可否の判断が行われています。

慢性化した症状（障害として残存したもの）として、下記のような状態であれば、運転免許は拒否・取消となります。

運転免許の拒否・取消となりえるもの

1. 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等で、主治医が『安全な運転に必要な能力を欠いている』『6ヶ月以内に回復の見込みがない』と診断した場合
2. 以下の身体障害者
 - ① 目が見えない方
 - ② 体幹の機能に障害があつて、腰をかけていることができない方
 - ③ 四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃した方
 - ④ ①～③までに掲げたもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる方（条件を付し、又は変更することにより、その能力が回復することが明らかなものを除く。）

再発のおそれがあるものとして、主治医が、『今後 X 年程度であれば、再発のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない』旨の診断を行った場合には、運転免許センターでは、一定期間（X 年）後に臨時適性検査を行い再度、運転の可否について判断しています。

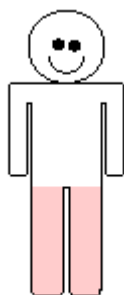
3. 自動車（運転補助装置）と自動車教習・講習

(1) 自動車の運転補助装置について

障害のある方で、自動車の運転を希望する方にとって、運転補助装置を取り付けるなど、車の改造が免許交付の必要条件になる場合があります。ここでは、運転補助装置にはどのようなものがあり、どのように操作するのかを紹介します。

主に下半身が不自由で車椅子をお使いの方と、左右どちらかの半身が不自由な方に対する代表的な補助装置、聴覚障害者向けの特定後写鏡について掲載しています。

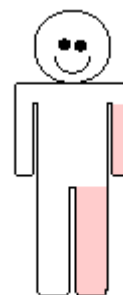
(注：本紙で紹介する装置は当センターで所有している標準的な運転補助装置です。)



主に下半身が不自由



右半身が不自由



左半身が不自由

① 手動装置

主に下半身が不自由で、下肢でアクセルペダルとブレーキペダルを直接操作することが困難な方や、ペダルの踏み替え操作が困難な方が使用します。手動装置を設置することで、足でペダルを踏み代わりに、レバーでアクセルとブレーキ操作を行うことができます。一般的にはレバーを手前に引くとアクセルになり、前面に押しとブレーキになります。

☆標準タイプ



② 旋回装置

片手のみでハンドル操作するための旋回グリップです。手動装置を使用する際には必要になります。握り部の大きさや形状には様々なものがあるので、手の機能（握力が重要）や手のひらの大きさに合わせて選びます。

☆標準型旋回装置



☆スティック型旋回装置



☆横棒（T字）型旋回装置



☆U字旋回装置



☆手掌型旋回装置



③ アクセル・ブレーキペダル誤操作防止装置

下肢のけいれん等によって、誤ってアクセルやブレーキペダルを作動しないよう、設置するものです。必要な方もいるかも知れません。(遮断板方式を紹介)

☆使用中



☆収納時



④ 左足用アクセルペダル装置

右半身が不自由な方が左足でアクセル操作ができるようにする装置です。

☆吊り下げ方式



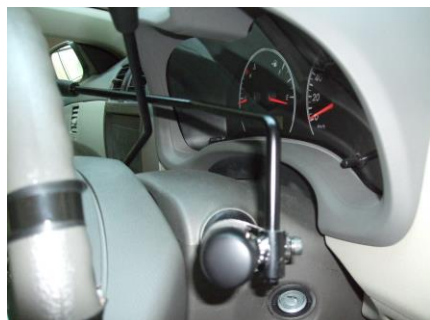
☆床立ち上げ方式



⑤ 方向指示器補助装置，ワイパー補助装置

左右半身の不自由さに合わせて、左右どちらかに向きを変えるための装置です。

☆方向指示器補助装置



☆ワイパー補助装置



⑥ トランスファーボード

車への乗り降りを補助する代表的なものです。特に車椅子を利用される方にとっては、一旦、トランスファーボードに乗り移ってから運転席に乗り込むとスムーズに座席に移動できます。



⑦ セレクトレバー補助装置， 駐車ブレーキ補助装置

運転席の左側にある駐車ブレーキをセットしたり，解除したりするのが難しい方向けの補助装置です。腕の力や握力の弱い方や左半身に障害のある方に必要な場合があります。

☆セレクトレバー補助装置

☆駐車ブレーキ補助装置



⑧ 特定後写鏡（ワイドミラー， 補助ミラー）

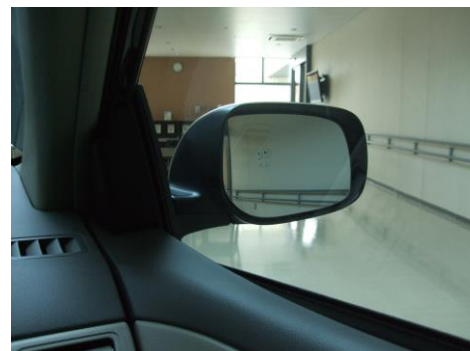
運転する車の後方や運転席と反対側の斜め方向の視界を確保するための装置です。ワイドミラーを取り付けることによって，左後方の視界を確保することができます。運転席側の補助ミラーは真後ろの視界を確保することができ，補助席側の補助ミラーは，左斜め後方の視界を確保することができます。

聴覚に障害のある方は，この特定後写鏡と聴覚障害者用標識を取り付けることが必要となります。

☆ワイドミラー

☆補助ミラー

(通常より後方が見えるミラーが取り付けられています。)



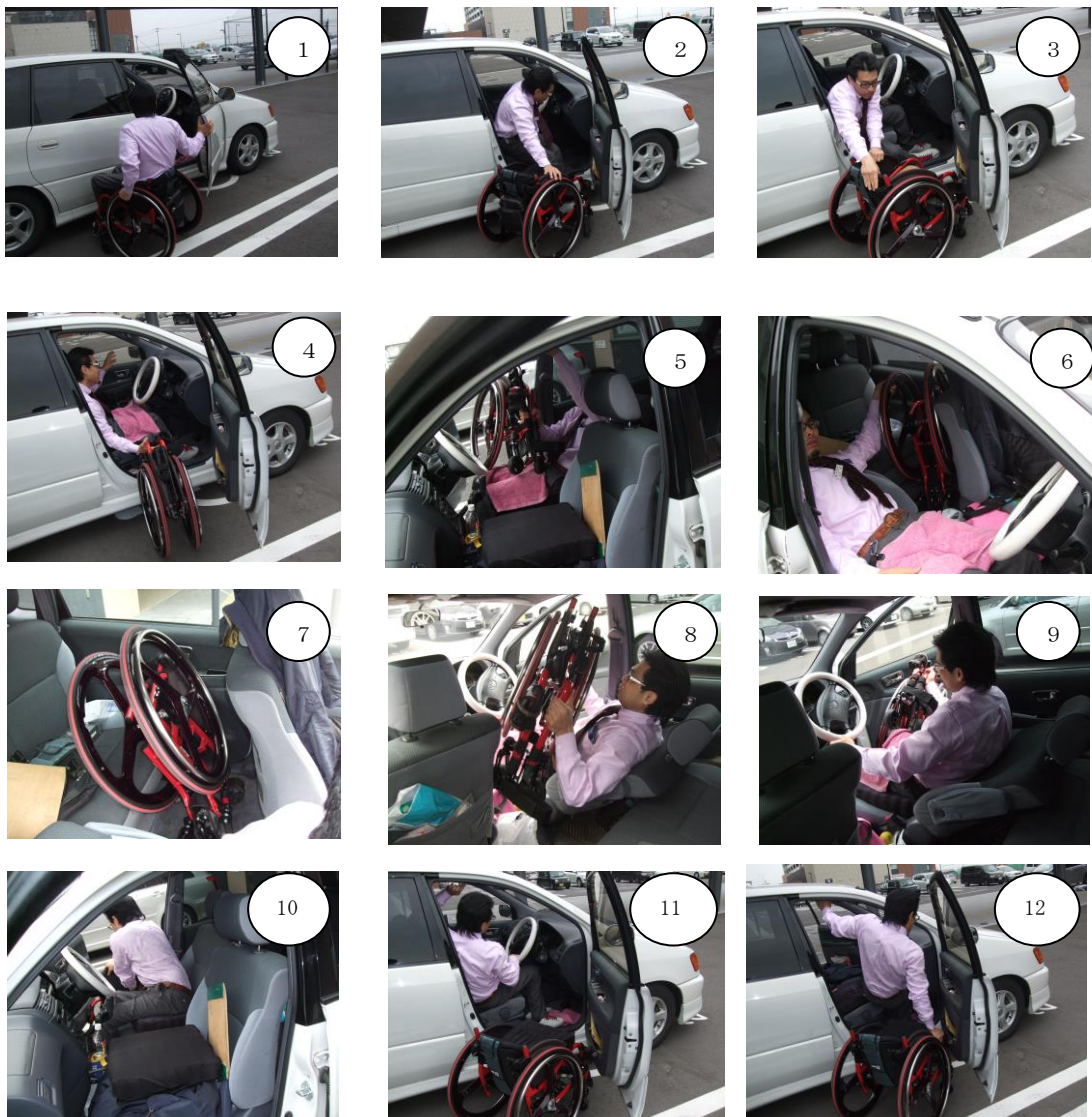
これまで紹介したものは、数多くある運転補助装置の中の一部にすぎません。運転補助装置を選択する場合は、まずは運転免許の条件に適合しているか、ご自身の身体の状態に適合しているかを、実際に装置を体験してみたり、各メーカーのカタログ等を参考にしながら確認し、十分に検討した後に選択していくことが大切です。当センターでも、県内にて自動車改造等について行っている業者を把握していますので、当センターに問い合わせ下さい。

(2) 車両と車椅子間の移乗・車椅子の積み下ろし

障害のある方が運転する場合、車椅子と車両間の移乗と、車両への車椅子の積み上げ・積み下ろし（収納）が大きな課題となります。

車椅子の積み上げ・積み下ろしについては、運転者が自力で車両内外へ積み下ろす方法や、リフト等を用いて積みこむ方法があります。

① 運転者が自力で車両内外へ積み下ろす方法



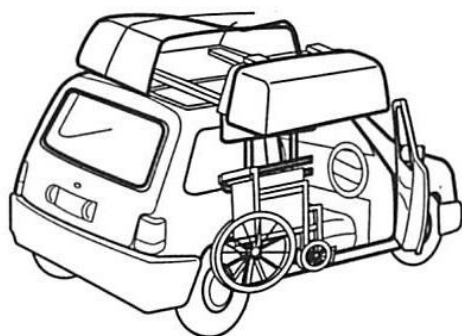
※ 写真のモデルとなっている方は、胸椎3番の脊髄損傷の方です。

写真で示したものは、上肢の力を用いて自身が車両内に乗り移り、運転席のシートを倒し、上体の前方で車椅子を通し助手席と後部座席の間へ運び入れています。車両から降りる際は、逆の要領で、運転席のシートを倒し、上体の前方で車椅子を通し広げた後、側方の手すりを用いて自身が車椅子に乗り移ります。

写真は、一つの例であり、障害の状況等や車種により、動作方法や車椅子の収納場所等が異なると共に動作の難易度が変化します。

車高の高さや車両の形状、ドアの開閉幅、運転席の広さ等により違いがあるため、車種選定も重要になります。

② リフト等を用いて積み下ろす方法



全項で示した運転者が自力で車両内外へ積み下ろす方法は、車椅子を持ち上げ収納するのに力が必要になります。

それらを代償する方法として、左図に示すような、車椅子を持ち上げて車両の上へ格納する装置や、車両内に設置したアームで車椅子を持ち上げ車両内へ運び入れる装置があり、販売されています。

(3) 運転補助装置付き自動車の保管・管理

運転補助装置等を取り付けた自動車については、改めて自動車検査登録制度（車検）の構造等変更検査の諸手続きを行う必要がありません。そのため、運転補助装置等が適切に機能しているか否かの管理については、所有者・運転者が担う必要があります。運転補助装置のアフターサービス・点検は、ディーラーや専門メーカーで行っている場合もあるので、それを利用して補助装置の安全性について管理することも重要になります。

(4) 宮城県における自動車教習環境

新たに運転免許を取得する方はもちろん、運転免許取得後に障害が発生した方も指定自動車教習所を利用し、自動車の教習・講習を受けることが可能です。指定自動車教習所によっては、運転補助装置がついた教習車の配備や、障害を持った方でも利用しやすいような環境を整えています。県内の指定自動車教習所において配備している運転補助装置の種類や障害者の受入実績、障害を持った方の教習・講習の受入条件の有無は下表のとおりです。

受入条件の詳細としては、手足が不自由な方の教習に関しては、“自校の教習車で教習できること”や“車両の持ち込みができる方”を条件としている指定自動車教習所が多い状況です。聴覚障害者の教習に関しては、教習設備等の問題もあるため、対象者との応相談とする指定自動車教習所が多い状況でした。受入条件がないとしている指定自動車教習所は、「これまでの受入実績がないことから、特別に条件を設けていない」としている指定自動車教習所もありますので、詳細については各指定自動車教習所にお問い合わせください。

県内指定自動車教習所一覧

整理番号	名称	所在地	電話番号	教習車の運転補助装置の状況	施設バリアフリーの有無	受入条件の有無				H24年受入実数
						新たに取得する方	運転を再開する方	聴覚障害者	知的障害者	
1	南蔵王自動車学校	白石市福岡長袋字下河原15	0224-25-2381			有	有	有	有	0
2	仙南自動車学院	柴田郡柴田町本船迫字塚田17	0224-56-5151	有 手動・旋回・左アケセル・左ウインカー・駐車ブレー		有	有	有	有	4
3	角田自動車学校	角田市角田字中沢46-33	0224-63-2150							0
4	東日本自動車学校	塩釜市月見ヶ丘6-7	022-362-2292			有	有			0
5	塩釜中央自動車学校	塩釜市舟入1-6-7	022-362-5430	有 旋回・左アケセル		有	有	有		4
6	利府自動車学校	宮城郡利府町森郷字一里塚1	022-356-4191				有	有	有	0
7	岩沼自動車学校	岩沼市阿武隈1-37	0223-24-5231							0
8	富谷自動車学校	黒川郡富谷町三の関字膳部沢上11-3	022-358-8787							0
9	涌谷自動車学校	遠田郡涌谷町字北田94	0229-42-2910		有 スロープ・車トイレ	有	有	有		1
10	仙北自動車学校	大崎市古川稲葉字新堀26	0229-22-1446		有 スロープ・車トイレ	有	有	有	有	1
11	古川自動車学校	大崎市古川沢田字新原際79-1	0229-28-2216	有 手動・旋回						0
12	加美自動車学校	加美郡加美町字赤塚20	0229-63-2249		有 スロープ			有		0
13	古川自動車教習センター	大崎市古川鶴ヶ埜字新江北25	0229-23-3080			-	有	有	有	0
14	築館自動車学校	栗原市築館字留場雇田70	0228-22-5131	有 手動・旋回・左アケセル・左ウインカー・ワイパー・セレクトレバー・駐車ブレー	有 スロープ	有	有			1
15	若柳第一自動車学校	栗原市若柳字川北東若柳107	0228-32-5435							0
16	石巻第一自動車学校	石巻市泉町4-10-28	0225-96-1650	有 左アケセル		有	有	有		0
17	石巻自動車学校	石巻市山下町2-2-54	0225-22-6571	有 手動・誤動作防止・左ウインカー・駐車ブレー						0

運転補助装置の略語：手動：手動装置、旋回：旋回装置、左アケセル：左足用アクセルペダル装置、誤動作防止：ブレーキペダル誤動作防止装置、左ウインカー：左ウインカーレバー、ワイパー：ワイパー補助装置、セレクト：セレクトレバー補助装置、駐車ブレー：駐車ブレーキ補助装置

施設バリアフリーの略語：スロープ：出入口スロープ、Ev：エレベーター、車トイレ：車椅子対応トイレ、視覚サイン：緊急案内・誘導表示（視覚的サイン）

受入条件 有：受入の条件があることを示す。空欄：受入条件はないことを示す。 -：受入不可であることを示す。

整理番号	名称	所在地	電話番号	教習車の運転補助装置の状況	施設バリアフリーの有無	受入条件の有無				H24年受入実数
						新たに取得する方	運転を再開する方	聴覚障害者	知的障害者	
18	石巻中部自動車学校	石巻市門脇字浦屋敷124-1	0225-94-1285			-	-	-	-	0
19	パセオ・ドライビングカレッジ	石巻市鹿又字曾波神前118-1	0225-75-2121		有 車トイレ					1
20	佐沼自動車学校	登米市迫町佐沼字大綱4-4	0220-22-2633	有 手動・旋回・左アクセル・左ウインカー	有 スロープ・車トイレ・視覚サイン					1
21	北宮城自動車学校	登米市迫町北方字石打坂20-1	0220-22-2762	有 旋回・その他	有 スロープ			有	有	0
22	気仙沼中央自動車学校	気仙沼市字松崎下金取61	0226-22-0124	有 手動・旋回・左アクセル・誤動作防止・左ウインカー・駐車ブレ	有 スロープ・Ev・車トイレ	有	有	有		0
23	花壇自動車学校	仙台市青葉区花壇8-7	022-225-3232							0
24	仙台赤門自動車学校	仙台市青葉区川内川前丁61	022-222-3340							0
25	中山ドライブスクール	仙台市青葉区荒巻本沢1-10-20	022-278-1080	有 旋回		有	有	有	有	0
26	R45・日の出自動車学校	仙台市宮城野区日の出町2-1-13	022-283-9777					有		0
27	仙台ドライブスクール	仙台市宮城野区幸町1-16-1	022-234-4023							0
28	仙台中央自動車学校	仙台市宮城野区原町4-4-2	022-291-3053							0
29	東部自動車学校	仙台市宮城野区福住町16-44	022-259-0651			有	有	-	有	2
30	宮城自動車学校	仙台市太白区東郡山1丁目10-1	022-248-1104	有 手動・旋回・左アクセル・左ウインカー・セレクト・駐車ブレ	有 スロープ	有				11
31	南仙台自動車学校	仙台市太白区中田6-1-1	022-241-3181			有	有	有	有	0
32	仙台自動車学校	仙台市太白区大野田字土手前7-1	022-247-4121	有 旋回・左アクセル	有 車トイレ	-	-	-	有	3
33	宮交自動車学校	仙台市太白区長嶺4-1	022-248-3850		有 車トイレ					0
34	奥羽自動車学校	仙台市泉区八乙女中央3-5-1	022-372-3277	有 左アクセル	有 スロープ・車トイレ	有			有	1

運転補助装置の略語：手動：手動装置，旋回：旋回装置，左アクセル：左足用アクセルペダル装置，誤動作防止：ブレーキペダル誤動作防止装置，左ウインカー：左ウインカーレバー，ワイパー：ワイパー補助装置，セレクト：セレクトレバー補助装置，駐車ブレ：駐車ブレーキ補助装置

施設バリアフリーの略語：スロープ：出入口スロープ，Ev：エレベーター，車トイレ：車椅子対応トイレ，視覚サイン：緊急案内・誘導表示（視覚的サイン）

受入条件 有：受入の条件があることを示す。空欄：受入条件はないことを示す。-：受入不可であることを示す。

整理 番号	名称	所在地	電話番号	教習車の運 転補助装置 の状況	施設バリア フリー 有無	受入条件の有無				H24年 受入 実数
						新た に取 得する 方	運転 を再 開 する方	聴覚 障害 者	知的 障害 者	
35	泉自動車学校	仙台市泉区実沢字新坂 沢1	022-379- 3420	有 左アクセル		有	有			0
36	仙台北自動車学校	仙台市泉区松森字台93- 25	022-373- 9771	有 手動・旋回・ワイパー	有 スロープ・車トイレ			有		7

運転補助装置の略語；手動：手動装置，旋回：旋回装置，左アクセル：左足用アクセルペダル装置，誤動作防止：ブレーキペダル誤動作防止装置，左ウイ
カー：左ウイinkerレバー，ワイパー：ワイパー補助装置，セレクト：セレクトレバー補助装置，駐車ブレ：駐車ブレーキ補助装置

施設バリアフリーの略語；スロープ：出入口スロープ，Ev：エレベーター，車トイレ：車椅子対応トイレ，視覚サイン：緊急案内・誘導表示（視覚的サイン）

受入条件 有：受入の条件があることを示す。空欄：受入条件はないことを示す。 -：受入不可であることを示す。

4. 障害者の運転に関する法律・制度

(1) 近年の障害者の運転に関する動向

① 聴覚に障害のある方の運転について

近年、聴覚障害者の運転免許制度が徐々に拡大しています。

平成20年6月には、重度の聴覚障害者（補聴器を使用しても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）でも、車両に特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）を取り付けることと、聴覚障害者標識を表示することを条件として、普通自動車の運転ができるようになりました。

平成24年4月からは、聴覚障害者が運転できる車両の種類が拡大されています。

現在、聴覚障害者の運転に関する状況は下記の3通りに分かれています。



聴覚障害者標識

	聞こえ方	運転の仕方	免許証に記入される条件
1	10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる方	補聴器を使用して運転する場合	補聴器
2		補聴器を使用しないで運転する場合	補聴器（補聴器を使用しないときは、特定後写鏡使用及び聴覚障害者標識表示）
3	10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方		特定後写鏡使用及び聴覚障害者標識表示

1の条件を付されている方が、補聴器を使用しないで運転したい場合は、運転免許センターで臨時適性検査を受けることが必要になります。臨時適性検査では、運転免許試験場等の試験コースを走行させることにより、特定後写鏡を使用することで安全な運転に支障を及ぼすおそれがないことを確認した上で、安全教育を実施したのち、2の条件が付されます。

② 一定の病気にかかっている方の運転について

一定の病気にかかっている方については、運転免許センターで、自動車等の安全な運転に支障があるかどうかについて個別に判断し、免許を与えない若しくは保留、又は取り消し等を行うことになっていますが、一定の病気にかかっている方が適切に病状を申告し、的確な処理につなげるために、運転免許センター内でも、運転適性相談の周知や申告欄による正確な申告を促すための工夫を行っています。

今後は、申告時の虚偽の記載・報告が懲罰対象となる法律が制定され、平成26年6月に施行予定です。また、一定の病気に罹っている方が正しい症状を申告することを促すため、「一定の病気」を理由に免許取消後3年以内に、症状が改善するなどして免許を再取得する場合には、技能試験と学科試験が免除される制度が新設される予定です。

一定の病気については、現在のところ病名で記載されていますが、最近では、病名を挙げて運転免許の取得や更新ができないとすることはふさわしくないとの観点から、病名ではなく状態で表していくよう、法案の変更もなされてきています。

③ 認知機能が低下している方の運転について

道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90条）により平成21年6月から認知機能検査（講習予備検査）が導入され、運転免許証の更新に際し、75歳以上の高齢者は、高齢者講習を受講する前に認知機能検査（講習予備検査）を受けることが義務づけられました。

認知機能検査（講習予備検査）の結果等に基づき都道府県公安委員会では、さらに必要な対象者へ臨時適性検査を行い、認知症にかかっている者等の運転免許手続きの見極めを慎重かつ適正に行っています。

（２）市町村における免許取得・改造費用の助成制度

市町村では、障害者の社会参加を促進するための事業として、障害のある方が運転免許を取得するための費用と自動車を改造するための費用について、それぞれその一部を助成する制度があります。それぞれの助成事業の概要は下記のとおりですが、市町村によってその詳細を定めて事業を行っているため、違いがあります。下記は助成事業の紹介と市町村実施状況一覧になります。詳細は、お住まいの各市町村にお問い合わせください。

運転免許取得費の助成

制度の位置づけ	障害者の社会参加の促進 ※ 就労等が見込める方を対象としている市町村もある。
内容	運転免許を取得する場合、 <u>教習を受けるために要する費用の一部</u> を支給するもの ※ 取得する免許の種類としては、「普通自動車免許のみ」としている市町村もある。
助成対象者	身体障害者手帳または療育手帳または、精神保健福祉手帳保持者 ※ 精神保健福祉手帳保持者は助成の対象とならない市町村もある。 ※ 身体障害者手帳保持者の等級制限がある市町村もある。 ※ 助成対象者の所得が多い場合は、助成対象とならない場合もある。 （前年度所得が特別障害者手当又は特別児童扶養手当の所得制限限度額を超えない方）
助成額	多くは、費用の3分の2以内（上限10万円） ※ 助成上限額等については、市町村により多少違いがある。
申請時期	多くは、指定自動車教習所に入校前の申請が必要。 ※ 取得後の申請も可能な市町村が一部ある。

障害者用自動車改造費の助成

制度の位置づけ	障害者の社会参加の促進 ※ 就労等が見込める方を対象としている市町村もある。
内容	身体障害者が運転する自動車の改造（運転補助装置等）に必要な費用の一部を支給するもの ※ <u>自らが所有し運転する自動車</u> の改造に必要な経費としている市町村が多い。
助成対象者	身体障害者手帳保持者（多くは上肢・下肢・体幹の障害の方） ※ 上肢・下肢・体幹障害の1～3級の方を対象とする市町村が多い。 ※ 助成対象者の所得が多い場合は、助成対象とならない場合もある。 （前年度所得が特別障害者手当又は特別児童扶養手当の所得制限限度額を超えない方）
助成額	多くは、費用の3分の2以内（上限10万円） ※ 助成上限額等については、市町村により多少違いがある。
申請時期	多くは、改造発注前の申請が必要。

宮城県内各市町村における助成制度

No	市町村	担当課・係名	電話番号	免許取得 費助成	H24 実績	自動車改 造費助成	H24 実績
1	仙台市	障害企画課・サービス管理係 各区役所・障害高齢課・障害者支援係	(022)214-6135	○ 身体・療育・精神	28	○	42
2	石巻市	福祉部・障害福祉課	(0225)95-1111 内線2478	○ 身体・療育	0	○	7
3	塩竈市	生活福祉課・障がい者支援係	(022)363-1131	○ 身体・療育	0	○	1
4	気仙沼市	社会福祉事務所・障害福祉係	(0226)22-6600 内線438	○ 身体・療育	0	○	2
5	白石市	福祉事務所・社会福祉係	(0224)22-1400	○ 身体・療育	2	○	2
6	名取市	社会福祉課・福祉係	(022)384-2111 内線146	○ 身体・療育	2	○	3
7	角田市	社会福祉課・障害福祉係	(0224)61-1185	○ 身体・療育	3	○	0
8	多賀城市	社会福祉課・障害福祉係	(022)368-1141 内線169	○ 身体・療育	2	○	0
9	岩沼市	社会福祉課・障害福祉係	(0223)22-1111 内線357	○ 身体・療育	0	○	2
10	登米市	生活福祉課・障害福祉係	(0220)58-5552	○ 身体・療育	6	○	3
11	栗原市	社会福祉課・障害福祉係	(0228)22-1340	○ 身体・療育・精神	7	○	4
12	東松島市	福祉課・障害福祉班	(0225)82-1111 内線1177	○ 身体・療育	1	○	1
13	大崎市	社会福祉課・障害福祉係	(0229)23-2167 内線216	○ 身体・療育	3	○	4
14	蔵王町	保健福祉課・障害福祉係	(0224)33-2003	×	△	×	△
15	七ヶ宿町	保健センター・包括支援係	(0224)37-2331	○ 身体・療育・精神	0	○	0
16	大河原町	健康福祉課・障害福祉係	(0224)53-2115	○ 身体・療育・精神	0	○	0
17	村田町	健康福祉課・社会福祉班	(0224)83-6402	○ 身体・療育・精神	0	○	0
18	柴田町	福祉課・障害福祉班	(0224)55-5010	○ 身体・療育	0	○	2
19	川崎町	保健福祉課・福祉推進係	(0224)84-6008	×	△	○	1
20	丸森町	保健福祉課・社会福祉班	(0224)72-2115	○ 身体・療育	0	○	2
21	亶理町	保健福祉課・福祉班	(0223)34-1114	○ 身体・療育	1	○	0
22	山元町	保健福祉課・すこやか福祉班	(0223)37-1113	○ 身体・療育	0	○	0
23	松島町	町民福祉課・福祉班	(022)354-5706	○ 身体・療育	1	○	0
24	七ヶ浜町	地域福祉課・障害福祉係	(022)357-7449	○ 身体・療育	0	○	1
25	利府町	保健福祉課・福祉班	(022)356-1334	○ 身体・療育・精神	1	○	0
26	大和町	保健福祉課・福祉班	(022)345-7221	○ 身体・療育	0	○	0
27	大郷町	保健福祉課・社会福祉係	(022)359-5507	○ 身体・療育	0	○	0
28	富谷町	福祉部長寿福祉課	(022)358-0513	○ 身体・療育・精神	0	○	1
29	大衡村	保健福祉課・障害福祉係	(022)345-0253	○ 身体・療育・精神	0	○	0
30	色麻町	福祉課・福祉係	(0229)66-1700	○ 身体・療育	0	○	1
31	加美町	保健福祉課・障害福祉係	(0229)63-7871	○ 身体・療育・精神	2	○	1
32	涌谷町	福祉課・福祉班	(0229)43-5111 内線521	○ 身体・療育・精神	1	○	0
33	美里町	健康福祉課・障害福祉係	(0229)32-2941	○ 身体・療育	0	○	0
34	女川町	健康福祉課・福祉係	(0225)54-3131	○ 身体・療育	0	○	0
35	南三陸町	保健福祉課・社会福祉係	(0226)46-2601	○ 身体・療育・精神	1	○	1

(3) その他の各種優遇制度等

障害のある方の自動車の運転に関して、代表的な優遇制度について一部紹介します。

① 運転補助装置や補助装置が付いた車両及び改造費の消費税免除

下記の運転補助装置や運転補助装置が付いた車両及びその改造費は、消費税非課税措置の対象となっています。消費税の免除には、自動車販売店または運転補助装置取り付け業者との契約時に手続きをする必要があります。

【非課税の対象となる補助装置】

手動装置・左足用アクセル・足踏式方向指示器・右駐車ブレーキレバー・足動装置・
運転用改造座席

② 自動車税、軽自動車税または自動車取得税の減免

項目	内容	問い合わせ先
自動車税	一定の障害等級以上の身体障害者等が取得（所有）した自動車 で専ら身体障害者等の本人が運転するもの若しくは専ら生計同 一者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の 身体障害者等が取得（所有）した自動車専らその常時介護者が 運転するもの（本人運転以外は身体障害者等の通学、通院又は生 業のために使用するものに限る。）に適用されます。	各県税事務所
自動車取得税		仙台中央県税 事務所扇町出 張所
軽自動車税	内容等詳しくは市町村税務担当窓口にお問い合わせください。	市町村

③ 自動車保険（任意保険）の保険料割引

運転補助装置が付いている車両について、数%の保険料の割引がある場合があります。割引率や程度については、保険会社により規定があります。詳細は、保険代理店に御相談ください。

④ 有料道路通行料金の割引

「身体障害者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。障害者割引を受けるためには、各市区町村の福祉担当窓口にて事前に登録が必要です。（ETCご利用の場合には、あらかじめETCの利用登録を行う必要があります。）

登録する自動車は、原則として障害のある方本人又は本人の親族等が所有するものであり、障害者のある方1人につき1台に限ります。車種要件等により、登録できない自動車があります。（事業用自動車、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等）

割引率は、通常料金の約50%（通常料金を半額にした際に端数が生じる場合は、ご利用になる有料道路の計算単位により、お支払い額を10円単位又は50円単位で切り上げます。）となっています。

⑤ 駐車禁止の対象除外

身体障害者等で歩行が困難な方が使用する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合で、自動車に障害者等の方が現に使用しているとき又は乗車しているときに限り、駐車を認められています。ただし、法律で禁止されている交差点や曲がり角での駐停車、無余地駐車、右側駐車、長時間駐車など対象外となるものが多くあります。

(有効期間：最長3年)

手続は、障害者等の方ご本人の住居地を管轄する警察署交通課に、障害者手帳の写し2部、自動車検査証の写し2部、主に運転する方の免許証の写し2部、印鑑（このほか身体障害の程度により医師の意見書の添付が必要な場合もあります。）を持参し、申請します。

運転する自動車に変更になった場合は、再申請が必要になります。手続き等の詳細は各警察署等に確認してください。

⑥ 自動車運転免許の無料教習

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が自動車運転免許を取得して就職をしようとする場合、埼玉県にある「身体障害者運転能力開発訓練センター」が厚生労働省から委託を受け、所定教習料金が無料の運転教習を行っています。

身体障害者用教習車も豊富にあり、手話学科教室も開かれています。また、バリアフリーの身体障害者専用寮もあります。

教習期間は3ヶ月で、1・4・7・10月初めが入所日となり、申し込み締め切りは前月15日までです。なお、検定料など約3万5千円は自己負担です。

【対象】次のすべての条件を満たす方

1. 公共職業安定所に求職登録してある方
2. 運転免許試験場での運転適性相談に合格した方
3. 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

【問い合わせ】公認 東園自動車教習所

(TEL：048-481-2711 〒352-0023埼玉県新座市堀ノ内2-1-46)

(4) 身分証明書としての運転経歴証明書

病気や障害により、車の運転自体は諦めざるを得なくなったが、身分証明書としての運転免許証は手放したくない、という場合には、運転免許証を自主返納し、申請によって運転経歴証明書の交付を受けることができます。運転経歴証明書は身分証明書として使用することができます。運転経歴証明書の申請に関する詳細は、県内の運転免許センター、警察署（交通課）にお問い合わせください。

5. 宮城県リハビリテーション支援センターの取り組み

当センターでは、障害者の自動車運転についての総合的な情報提供の体制整備に向けて、障害者運転支援事業を実施しております。身体が不自由でも、将来自分で運転したいと思っている方、改造した車両に関心のある方は、当センターにおいて実際に運転補助装置を見たり、運転席に座ったり、装置を手に取り確かめることができます。

また、ホームページ等を活用し、各種情報を提供しているほか、定期的に研修会やイベントも開催しています。分からないことがあれば、気軽にご相談ください。




<問い合わせ先>

宮城県リハビリテーション支援センター(リハビリテーション支援班)

住所：宮城県名取市美田園二丁目1番地の4



TEL：022-784-3588 FAX：022-784-3593

E-Mail：rehabilis@pref.miyagi.jp

事業実施内容		
自操式福祉車両の常設展示	イベントの開催	各種情報の提供
		
<p>実際の改造車両の見学、体験に対応する他に、電話等による免許取得（運転再開）の手続きや、各種情報提供等の照会に対応しています。</p>	<p>障害者の自動車運転の状況や、各種装置に関すること、全国の支援状況等を内容とした研修会の開催や改造自動車の展示会、走行体験試乗会を開催し、県民の皆様に対して啓発普及に努めています。</p>	<p>障害者の自動車改造に関する紹介冊子や操作方法等を編集したDVDを作成し、病院・施設や行政機関等の関係職員、一般の方々に情報提供しています。</p>

6. おわりに

本冊子の作成にあたり、照会、調査等にご協力頂きました、宮城県警察本部交通部交通規制課及び運転免許課、一般社団法人宮城県指定自動車教習所協会及び会員、市町村福祉担当課の皆様感謝申し上げます。

障害のある運転者が表示する標識	
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	身体障害者標識 (身体障害者マーク)
	
<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示される標識で、標識の表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識を付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程により罰せられます。</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示する標識で、標識の表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、この標識を付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程により罰せられます。</p>